

高齢者に対する支援と介護保険制度

問題 126 「平成 22 年国民生活基礎調査」(厚生労働省)による「要介護者等」の家族の状況や居宅サービスの利用実態に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 「要介護者等」のいる世帯を世帯構造別にみると、多い順から、核家族世帯、三世帯世帯、その他の世帯、単独世帯となっている。
- 2 「要介護者等」との続柄別に主な介護者をみると、多い順から、配偶者、子の配偶者、子となっている。
- 3 「要介護者等」との続柄別に主な介護者をみると、家族等の親族ではなく事業者である割合が1割を超えている。
- 4 「要介護者等」の居宅サービスの利用状況をみると、世帯構造を問わず、訪問系のサービスの利用が最も多い。
- 5 「要介護者等」のうち要介護5に該当する者の同居の主な介護者について、その介護時間をみると、約9割が「ほとんど終日」となっている。

(注) 「要介護者等」とは、「介護保険法の要支援又は要介護と認定された者のうち、在宅の者」をいう。

問題 127 指定介護予防支援事業者が行う介護予防のための支援に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援するために、予防給付以外の地域住民の自発的な活動によるサービスも含めて位置づける。
- 2 介護予防サービス計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して十分に説明した上で、口頭による利用者の同意を得ればよい。
- 3 利用者の生活機能の低下を含む解決課題の把握に当たっては、居宅訪問を行わずプライバシーに配慮して事業所内の面接室で行う。
- 4 要支援の利用者が福祉用具の貸与や販売を希望した場合は、給付対象にはならず、全額自費での購入になることを説明する。
- 5 介護予防サービスの実施状況の把握は、指定介護予防サービス事業者からの報告により6か月ごとに1回行う。

問題 128 事例を読んで、指定訪問介護事業者のMサービス提供責任者の対応に関する次の記述のうち、この時点で優先されるべきこととして最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

訪問介護を終え指定訪問介護事業所に戻ったL訪問介護員は、Mサービス提供責任者(介護福祉士)に訪問先での出来事について話した。「Nさん(84歳、女性)は軽度の左半身麻痺ひだりはんしんまひがあり、今までテーブルに手をつけて立位ができていたが、最近筋力の低下が見られ、今日は、車いすからいす(キャスター付き)への移乗を行った際に崩れ落ちそうになり、自分も一緒に転倒しそうになった」という。

- 1 L訪問介護員と同じ体験を他の職員もしているのか、早急に情報を得る。
- 2 Nさん宅を早急に訪問し、Nさんの心身の状況を把握する。
- 3 L訪問介護員の移乗行為の介護技術に問題がないか、早急に評価する。
- 4 指定居宅支援事業所の介護支援専門員に、いすの購入を早急に依頼する。
- 5 L訪問介護員に、訪問介護記録用紙に状況を早急に記載するように指導する。

問題 129 高齢者の住環境の整備に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

- 1 トイレなどで立ち上がり動作の時に使用する手すりは、高齢者の腰かけた頭の高さに水平手すりを設置する。
- 2 視覚が低下するため、部屋の色調を淡い色にし、同系色の家具を配置すると、目の疲労を予防し安全に行動できる。
- 3 聴力が低下するため、家庭内では床材や壁の材質を音の伝わりやすいものにして、音が聞こえやすい環境にする。
- 4 玄関と玄関先の段差が20 cmの場合、車いすで移動するためのスロープの勾配こうばいは12分の1までを目安とする。
- 5 ドアは開閉時に身体の前後動作ができるよう、開き戸で握り式のノブが一般的に使いやすい。

問題 130 2012(平成 24)年 4 月からの介護報酬改定に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 介護報酬の改定は 3 年ごとに行われ、2009(平成 21)年 4 月からの改定では制度開始後初めての 3% プラス改定であったが、2012(平成 24)年 4 月からの改定では再び 1.2% のマイナス改定となった。
- 2 サービス付き高齢者向け住宅等と同一の建物に所在する訪問介護事業所が、その集合住宅に居住する一定数以上の高齢者にサービスを提供する場合には、介護報酬は算定できないこととされた。
- 3 介護報酬は「単位」で表され、1 単位 = 10 円が原則であるが、人件費の地域差を調整するために、各サービスの種類ごとによる人件費割合と、特甲地、甲地、乙地等全国を 5 つの地区に分けて、1 単位当たり単価が上乘せされている。
- 4 介護職員の処遇改善を継続して行うため、税を財源とする処遇改善交付金が恒久化された。
- 5 これまでは認められてこなかった介護職員による痰の吸引^{たん}等の実施を評価することとし、訪問介護における特定事業所加算及び介護老人福祉施設における日常生活継続支援加算の算定要件に、痰の吸引^{たん}等が必要な者が一定の割合いることが追加された。

問題 131 介護保険制度における各組織・団体等の役割に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 市町村は、共同して、介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、財政安定化基金を設けることができる。
- 2 市町村長は、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者の指定を行う。
- 3 都道府県知事は、介護サービス情報の公表制度に基づき、介護サービス事業者から受けた介護サービス情報の報告に関して必要と認めるときは、調査を行うことができる。
- 4 国民健康保険団体連合会は、都道府県の委託を受けて介護サービス費等の請求に関する審査及び支払を行い、介護サービス等の質の向上に関する調査等を行う。
- 5 介護保険審査会は市町村に置かれ、保険給付に関する処分又は保険料等に関する処分にかかる審査請求の審査を行う。

問題 132 介護保険制度にかかわる専門職や人材に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、サービス利用に向けて事業者等と連絡調整を行う者で、介護支援専門員実務研修受講試験の合格をもって登録される。
- 2 訪問介護員は、要介護者等に対して、入浴、排せつ等の介護その他の日常生活上の世話を行う者で、介護員養成研修修了者に限りその業務が認められている。
- 3 福祉用具専門相談員は、要介護者等への福祉用具の貸与等にかかわる相談や助言を行う者で、介護保険施設に配置される。
- 4 介護相談員は、介護サービス提供の場を訪ね、サービス利用者等の話を聴き、相談に応じる者で、利用者の疑問や不満の解消やサービスの質の向上を図る。
- 5 介護認定審査会の委員は、要介護(要支援)認定の申請を行った者につき、本人に面接し、心身状況、置かれている環境などについて調査をする。

問題 133 居宅サービスにおけるサービス担当者会議に関する次の記述のうち、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に照らして正しいものを1つ選びなさい。

- 1 サービス担当者会議は、居宅サービス計画にかかわる担当者を招集し、サービス利用者や家族等の情報を共有するとともに、専門的な見地からの意見を求める場である。
- 2 サービス担当者会議は、介護保険の保険者である市町村が開催し、各サービス担当者の連携を図る。
- 3 サービス担当者会議は、原則として、指定サービス等の担当者に対する照会により意見を求めることによって実施される。
- 4 サービス担当者会議は、居宅サービス計画の変更がある場合に開催され、要介護更新認定や要介護状態区分の変更の場合等は、特に必要がなければ開催しなくてもよい。
- 5 サービス担当者会議は、サービス利用者や家族の状況の把握と、指定サービス等の担当者間の連絡調整の場なので、利用者が会議に参加することは適切ではない。

問題 134 事例を読んで、W市の地域包括支援センターに勤務するA社会福祉士の対応に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

〔事例〕

市内の民生委員Bさんが、自分の担当地域に住むCさん(79歳、女性)についての相談で地域包括支援センターに来所し、A社会福祉士が対応した。相談によると、Cさんは生涯独身で、高校教師を定年まで勤めて退職した後も1人でW市内の自分名義のマンションで暮らしてきた。身内は他県に住む甥おいが1人いるが、ほとんど交流はないという。生活は自分の年金で賄えており、預貯金も多少はあるようだとのことであった。しかし、昨年夏に自宅浴室で転倒、骨折し、1か月ほど入院して自宅に戻ったが、その後自宅内の片付けや買物・外出もおっくうがり、近隣との付き合いも疎遠になってきている。介護サービスも利用していない。このまま自宅での生活を望んでいるが、どうしたらよいか、という相談であった。

- 1 Cさんは介護保険の受給者ではないので、市の高齢者福祉担当窓口に戻ってもらった。
- 2 在宅生活が希望なので、近隣住民主体の支え合いの組織化に取り組むことにした。
- 3 介護保険の認定申請ができるのは親族なので、他県に住む甥おいに連絡した。
- 4 民生委員BさんをCさんの成年後見人に選任し、資産の管理を依頼した。
- 5 専門的対応も必要なので、Bさんも入れた多職種協働の地域ケア会議を開いた。

問題 135 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の規定に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 市町村は高齢者居住安定確保計画で、その区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標、高齢者居宅生活支援事業に供する施設の整備の促進に関する事項などそれらの目標を達成するために必要なものを定めることができる。
- 2 サービス付き高齢者向け住宅事業とは、高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームに高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス、介護保険サービス、その他高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業である。
- 3 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けている有料老人ホームの設置者については、特例として老人福祉法による有料老人ホームの事業内容の届出、事業内容の変更、廃止・休止の届出規定は適用されない。
- 4 終身建物賃貸借とは、都道府県知事の認可を受け、公正証書による書面等によって契約をするときに限り、借地借家法の適用を受けて、高齢者の賃借人が死亡したときに賃貸借を終了する旨定めることができる制度である。
- 5 都道府県知事が終身建物賃貸借事業の認可をする基準の一つには、賃貸住宅整備工事の完了前に敷金を受領することは構わないが、終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領しないものであることが含まれる。